

いわゆる**共謀罪法案**に

反対する**街頭パレード**

開催します！

2017年（平成29年）

6月8日（木）

午後6時～ 雨天決行

集合：三宮・東遊園地

コース：東遊園地～三宮センター街

「共謀罪」法案とは？

政府は、5月23日に衆議院で組織犯罪処罰法改正案（いわゆる「共謀罪」法案）を強行採決しました。この法案は、危険な行為をする前の段階で処罰しようという内容ですので、日常生活から監視され、**フライバシー権**の侵害になるおそれがありますが、政府は、警察が「**嫌疑**」があると考えたら**捜査**すると繰り返すだけで、誰が、どの時点で、どういった内容のやり取りを行い、どのようなことをした場合に「**準備**」をしたと判断されるのか、**あいまい**なままです。

このままでは、ふだんの生活から私たちの生活が見張られてしまい、これまで当たり前だった**自由な生活**ができなくなっていくおそれがあります。みなさんも、私たちと一緒に、反対の声をあげませんか。



※どなたでも自由にご参加いただけます。

※自由な服装でお越しください。

※アピールパレードの趣旨に合致する幟、横断幕、ボード等の持込は自由です。ただ、パレードの趣旨を逸脱する政治的主張や政党名の表示はご遠慮ください。



兵庫県弁護士会
イメージキャラクター
ヒマリオン
Since2001

主催：兵庫県弁護士会 お問い合わせ先：078-341-7061
共催：日本弁護士連合会(予定)・近畿弁護士会連合会(予定)

国連の専門家からも深刻な懸念が表明されています。

国連プライバシー権に関する特別報告者ジョセフ・ケナタッチ氏が、5月18日、共謀罪（テロ等準備罪）法案はプライバシー権と表現の自由の過度の制限につながるおそれがあるとして、深刻な懸念を表明する書簡を安倍首相宛に送付しました。

同書簡では、法案の「組織的犯罪集団」、「計画」及び「準備行為」の定義があいまいで恣意的な適用のおそれがあること、対象となる277の犯罪が広範でテロリズムや組織犯罪と全く関連性がないように見える犯罪を多く含んでいることを指摘しています。

また、共謀罪の制定により監視の強化が予想されるにもかかわらず、適切なプライバシー保護策が導入されていないこと、監視捜査に対する令状主義の強化などが想定されていないことも指摘し、さらに、日本の裁判所が極めて容易に令状を発布するとの事実認識を示しています。

その上で、政府に対して、法案とその審議に関する情報の提供を求め、さらに要望があれば、国連から法案の改善のために専門家を派遣する用意があることまで表明しています。国連の人権理事会が選任した専門家から、人権高等弁務官事務所を介して、国会審議中の法案について疑問が提起され、見直しが促されたことは極めて重要です。

一般のビジネスにも適用される可能性があります。

共謀罪法案の「組織的犯罪集団」の定義はあいまいで会社・社団やその内部組織も該当する可能性があります。ビジネスの世界では日々、様々な問題について検討・協議が行われていますが、後日、その協議自体が「共謀」と認定される「リスク」があれば、経済活動の健全な発展に対しても、著しい脅威となりかねません。共謀罪法案には、金融商品取引法のインサイダー取引等、法人税法の偽りにより税を免れる行為、特許法・著作権法上の特許権等の侵害、不正競争防止法上の営業秘密の不正取得などが対象とされており、専門家でも見解が分かれるビジネスの問題点を検討することも多く含まれているのです。